

山梨学院小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

現在の教育現場において大きく取り上げられているいじめ問題への対応は、学校の重要課題の1つである。本校では平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が施行されたことを受け、「いじめ防止基本方針」を定め、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

今後、これまで以上にいじめ防止のための取り組みの強化を図り、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期解決につなげていく必要がある。迅速かつ適切な解決を目指し、児童・保護者・教職員の相互理解や関係諸機関との連携を図る中で、いじめ根絶に向けた教育活動を推し進めることを目標とする。以上の考えを基本方針として、本校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

* 法律の目的 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。以上のことをふまえ、この法律は児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をさす。）のための対策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第1部 いじめについての本校の具体的対応策

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめの基本的な認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい場所で起こることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われるものである。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもつ。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

考えられる具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ③ 意図的に軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 意図的に激しくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品を要求される
- ⑥ 所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコン・スマートフォン等で、誹謗中傷をうけたり、嫌なことをされたりする・・・等

2. 未然防止のために

未然防止のために、「いじめが起こらない学校・学年・学級づくり」を目指すことが重要である。教職員が「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という共通認識をもち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる集団づくりを取り組みの基本とする。学校・学年・学級集団の実情や実態を適切に把握し、年間を見通し、起こるべき事態を予見した取り組みを計画し、実施する。

① 互いに認め合い、助け合える集団づくりを目指す

集団生活は、学級・学年での生活が中心である。特に、学級づくりにおいては、児童同士が対等な関係にあるか、調和する関係にあるか等、たえず良好な人間関係づくりを目指した取り組みをしていく必要がある。互いの個性を認め合い、助け合える集団づくりを目指す。

その他、児童一人ひとりに役割と責任をもたせ、自尊感情、学級・学年・学校への帰属意識を育む取り組みをする。

② 授業の創意工夫を図る

学校における学習は主に集団学習である。仲間とともに学ぶ意義・姿勢・態度を育てていく必要がある。知識を共有化し、互いの向上を認め合えるような集団をつくっていく。児童は学習規律を守り、教職員は児童が理解できる楽しい授業づくりを目指して自己研修に努めなければならない。

③ 道徳教育の充実を図る

日々の活動の中で問題が生じた際に、道徳的な考え方ができるように教育する。道徳の授業の中で、いじめをしない・許さないという心を育てていくことができるよう工夫する。

④ 教職員の「いじめ」を感受する感性を高める

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。日頃から同じ目線で物事を考え、共感する必要がある。その中で見えてくる細かい言動や表情をよく見聞きし、普段との差異を読み取る感性を高めていくよう努める。

⑤ 保護者との連携を強化する

保護者との共通認識をもち、問題発生時は協力して解決を目指さなければならない。PTA 部会で学習会を実施したり、学校だよりや学年だより等を通じて必要に応じて最新の情報を提供したりする。

3. 早期発見のために

① 日々の生活の様子の観察を怠らない

休み時間、昼休み、放課後等、児童たちの様子に目を配る。「児童とともに教職員が活動する」ことを目指し、児童たちと一緒に過ごす時間を大切にする。

観察の視点・方法

- ・担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。気になる点が出てきたところで、相談をする等、素早い指導を心がける。
- ・自習ノートや児童手帳の連絡欄等を活用して、情報交換をする。
- ・担任と児童・保護者と連絡を密にとる中で、信頼関係の構築を図る中で、早期発見を目指す。

② 定期的な教育相談を機能させる

日常生活の中で、教職員の声かけ等も含め、児童と日頃から気軽に話（相談）ができる信頼関係を築いていく。

相談の方法・タイミング

- ・学年職員（担任）による日常的な教育相談や定期的な教育相談週間を設け相談体制を確立する。
休み時間、昼休み、放課後、三者面談、二者面談
- ・養護教諭（保健室）による教育相談の実施

③ いじめの実態調査アンケートの実施

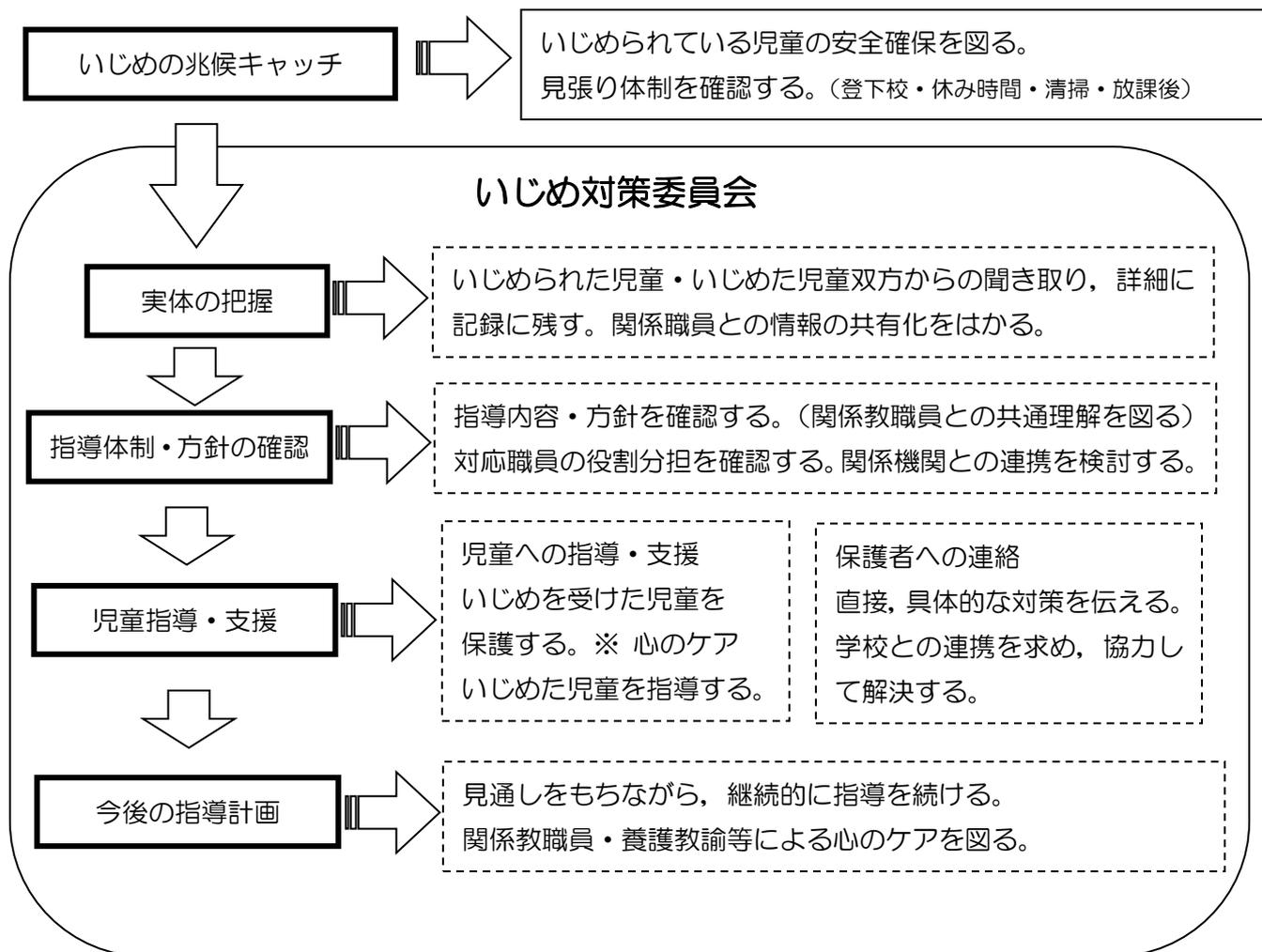
学年の実情に応じ、随時実施することを原則とするが、学期に1回実施（9月・2月）する。

4. 早期対応のために

いじめの兆候をとらえた際は、問題の大小に関わらず早期対応する。第一に児童への聞き取りを迅速かつ丁寧にするとともに、状況に応じて、発見者→学級担任（学年教職員）→いじめ対策委員会→管理職への報告をし、学校全体で組織的に対応する。また、再発防止のため、いじめられている児童を見守りながら、継続的に指導を進める。

※個人の判断で問題の収束を図らず、関係者への報告をもって指導が完結できるようにする。

① いじめ対応の基本的な流れ



実体把握のポイント

誰が誰をいじめているのか？
いつから, どこで起き, 現在も続いているのか？
どのような内容で被害を受けているのか, 被害を与えているのか？
いじめになるきっかけは何だったのか？

個人情報の管理には注意が必要！

第2部 いじめについての本校の組織対応策

1. いじめ対策委員会の設置・機能・役割

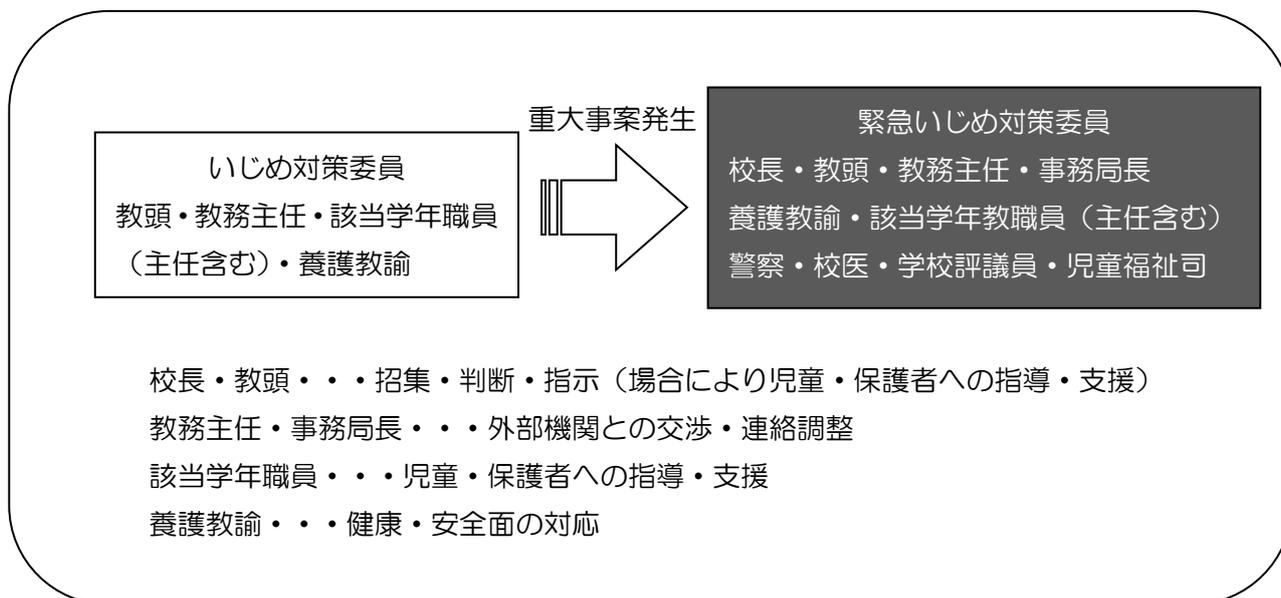
いじめ対策委員会は、学校長の任命により、組織的な取り組みを目指す目的で設置するものとする。

いじめ対策委員は、いじめ発覚後の指導にとどまらず、いじめを起こさないための基盤づくりを目指し、全教育活動におよんで、予防的な策を講じる組織とする。いじめ相談、いじめ情報の収集、いじめ情報の記録、アンケートの考察、いじめ対応の原案検討等である。

構成委員

A いじめ対策委員 通常時	教頭・教務主任・該当学年職員（主任含む）・養護教諭
B 緊急いじめ対策委員 緊急時	校長・教頭・事務局長・養護教諭・該当学年教職員（主任含む） 警察・校医・学校評議員・児童福祉司

いじめ対策委員組織と機能



2. いじめ対策と年間指導計画

いじめの未然防止，早期発見，早期解決のため学校全体で組織的，計画的に取り組む。
 学校全体での組織体制を確認し，年間指導計画を立て同一歩調で取り組む。
 計画の作成には，児童の実態，保護者との連携等に留意し，全体の見通しをもった対策を推進する。

	全体指導計画	いじめ防止対策
4月	学級づくり 学年づくり 児童の相談窓口の周知 保護者の相談窓口の周知	
5月	いじめ対策の方針確認（教務会）	
6月		
7月	子どもへの実態調査アンケート	アンケートの実施
8月		
9月	三者面談（家庭での様子の把握）	
10月		
11月		
12月		
1月	子どもへの実態調査アンケート	アンケートの実施
2月	いじめ対策委員会 1年間のまとめ	
3月	必要に応じた保護者面談	

道徳教育の推進

観察・相談

学年通信による情報提供